判決 平成14年10月25日 平成14年(わ)第317号, 同第351号 保護 責任者遺棄致死, 保護責任者遺棄被告事件

被告人を懲役2年に処する。 未決勾留日数中150日をその刑に算入する。 <sup>珊中</sup>

### (犯罪事実)

被告人は、平成11年2月10日分離前の相被告人Aと婚姻し、平成12年3月 :ろから,神戸市兵庫区B町a丁目b番地のc所在の(マンション名省略)403 号の自宅において、A並びにAとの間にもうけた長男W(当時2歳6か月、平成1 1年7月25日生)及び次男V(当時1歳7か月、平成12年7月12日生)とともに生活して同児らを養育していたものであるが、平成13年1月下旬に至り、Vが発育障害を理由に入院して医師の治療を受けたこと、さらに同年6月以降は、W 及びVについて神戸市兵庫区保健部がその発育状況に問題があると認識し、再三同保健部の保健婦らの家庭訪問や電話による接触を受けていたこと、Wが満2歳を過ぎた同年10月ころになっても、同児が一人で食事ができない上、全く話せないなど、明らかな発育障害があったことなどから、Aの意思せ春が見思くの発育障害の , 明らかな発育障害があったことなどから、Aの育児放棄が同児らの発育障害の 原因であると知っていたところ、平成14年1月中旬ころ、Aと同児らの育児をめ ぐって喧嘩をしたことから、Aの育児放棄が高じ 同年2月12日ころに至り、AがVに一切食事を与えなくなったことを知っ たのであるから、Vの父として、Vの容態を確認し、栄養分を補給すべきはもとより、医師による診療を受けさせるなどVの生存に必要な保護を加えるべき責任を有していたにもかかわらず、そのころから同月16日ころまでの間、Vを漫然と放置していたにもかかわらず、そのころから同月16日ころまでの間、Vを漫然と放置 し、もって、Vの生存に必要な保護をせず、その結果、同月16日ころ、同所において、Vを極度の栄養失調のため衰弱死するに至らせた。 第2 同年2月12日ころに至り、AがWに一切食事を与えなくなったことを知っ たのであるから、Wの父として、Wの容態を確認し、栄養分を補給すべきはもとよ り、医師による診療を受けさせるなどWの生存に必要な保護を加えるべき責任を有 していたにもかかわらず、そのころから同月16日ころまでの間、Wを漫然と放置 し、もって、Wの生存に必要な保護をしなかった。

## (証拠の標目)

#### 省略

## (事実認定の補足説明)

1 弁護人は、Aが平成14年2月12ろからV及びWに対した。 会事を与えなくなたことを知っ要な保護を与えていたなどというに対し生存に必要な保護を与えては被害児らに対し生存に必要な保護を与えては被害児らである。 2 被害児らに対しをするので、以下検討する。 2 被告人は、被害児らの父として、母であるAとともに被害児らを保護、養育によるので、以下検討であるAとともに被害児らの父として、母でよれば、な告人は、強害児らにとた、母でよれば、ないでは、一人に表別でよるという。 2 被害児らの父として、母でよれば、被告児らに上、入済を育によるの原因がAの育児がよれば、ないでは、自己を保護、養育にいた。 1 を持ていないるが、自己を表別には、自己を表別には、自己を表別による。 2 を持ていないるの育児がである。 2 を持ていないるの育児がである。 3 を持ていないるが、自己を表別では、自己を表別では、自己を表別では、自己を表別では、自己を表別では、自己を表別では、自己を表別では、自己を表別である。 2 を持ていないるが、自己を表別である。 3 を持ているの方法を表別では、自己を表別である。 3 を持ているの方法を表別では、自己を表別である。 3 を持ていたものとなどの方法を表別では、自己を表別である。 4 を対していたものと表別である。 4 を対していたものと認めずるを得ない。

ところが、関係証拠によれば、被告人は、同年2月12日以降、被害児らに対して食事を与えたり、医師の診察を受けさせるなどの行動を全く取らなかったばかりか、夜は自動車内で寝て、朝自宅に着替えを取りに帰る生活を送るなどして、自宅にほとんど寄りつかず、Vが死亡して本件が発覚した同月16日までの間、被害児らの健康状態の確認すらしなかったことが認められる。このような被告人の行動は、被害児らの生存に必要な保護をしなかったものというべきであり、その故意があったことも明らかである。

なお、弁護人は、被告人が、コンビニエンスストア等で買った出来合いの食料をAに渡していたことをもって、被告人が被害児らに対し必要な保護をしていた旨主張するけれども、現にAが被害児らの保護を果たしていなかった状況の下では、

こうした食料が被害児らに与えられる保障はないのに、関係証拠によれば、被告人は一度としてAがこうした食料を現実に被害児らに食事として与えているかどうかの確認をしていないことが認められるから、上記の点をもって、被告人が被害児らに対し必要な保護をしていたと評価することはできない。

3 よって、被告人が、保護責任者遺棄致死及び保護責任者遺棄の罪責を負うこと は明らかである。

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は刑法219条(218条)に、判示第2の所為は同法218条にそれぞれ該当するところ、判示第1の罪について、同法10条により同法218条所定の刑と同法205条所定の刑とを比較し、重い傷害致死罪の刑により処断することとし、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により重い判示第1の罪の刑に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役2年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中150日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

## (量刑の理由)

1 事案の概要

本件は、被告人が、妻Aが長男W(当時2歳6か月)と次男V(当時1歳7か月)の幼児二人の養育を放棄(いわゆるネグレクト)していたことを知りながら、被害児らを漫然と放置して、その生存に必要な保護をせず、その結果、次男Vを衰弱死するに至らせたという保護責任者遺棄致死及び保護責任者遺棄の事案である。2 量刑上考慮した事情

せ細った無惨な姿で空腹感にさいなまれ極度の栄養失調により衰弱死したもので、将来無限の可能性を有するにもかかわらず、信頼していた父親である被告人からの愛情を受けることなく、見放されたその絶望感、無念さは察するに余りある。さらに、近時、こうした育児放棄(いわゆるネグレクト)を含む児童虐待行為が社会的に問題となっているところ、本件犯行の社会的影響も無視することはできない。

このような被告人の負うべき保護責任の内容,重大性,本件に至る経緯,不保護の態様,程度等の諸事情に照らすと,被告人の刑事責任は重いといわざるを得ない。

- (2) しかしながら、他方、被告人が当公判廷において被害児らへの謝罪の念を一応示していること、被告人は、本件に至るまで被害児らを含む家族のために熱心に働き、相応の社会生活を送ってきたもので、前科・前歴は全くないことなど、被告人にとって有利な事情も認められる。
- 3 以上のとおりであって、本件の犯情にかんがみ、被告人のために有利・不利な諸事情を総合考慮すると、被告人は、Aと同等の責任を負うべきであり、被告人にその責任を全うさせるためには主文の実刑は免れない。

(求刑·懲役5年)

平成14年10月25日

# 神戸地方裁判所第4刑事部

裁判長裁判官 笹野明義

裁判官 浦島高広

裁判官 谷口吉伸